

インドネシア貿易管理制度—「輸出関連法」詳細

1. 通関法1995年法律第10号.....	1
(1) 通関法の改正	
(2) 実施細則	
2. 輸出一般規定	3
3. オンラインによる通関手続き.....	5
4. 商業法	5
5. 輸出FOB/CFR価額の保険料とフレート.....	6
6. 倉庫の登録義務.....	6

1. 通関法1995年法律第10号

(1) 通関法の改正

インドネシア政府は、2006年11月15日付法律第17号で1995年第10号通関法を改正した。輸出税についての条項、関係省庁により国内で輸送が監視される特定品についての条項、通関申告のEDI化に関連する条項を追加。また、関税や罰金などの納付期限、保税地区の定義、異議申し立ての期間・プロセスなどが見直された。

(2) 実施細則

① 2007年8月30日付財務大臣規定2007年第90号 (No. 90/PMK. 04/2007)

税関を経由して輸送される輸出入品の税関地区からの搬出は、アウトワード・マニフェストを税関に登録して実施、また、ある税関地区から別の税関地区にある一時保管所への輸出入品の輸送は出発地の税関地区にある一時保管所の業者によって出発地の税関に通関申告がなされて行われることと定めた。

② 2007年9月19日付財務大臣規定2007年第114号 (No. 114/PMK. 04/2007)

ルピアでの支払いが定められている関税の計算用為替レートを、財務大臣規定で決定することとした。

③ 2007年10月5日付財務大臣規定2007年第125号 (No. 125/PMK. 04/2007)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行業者、運送業者の通関関連法の遵守度を調べる為、通関監査を行うことを決めた。2007年11月5日より発効。監査は、通関義務の履行について包括的に調べる一般監査、特定の通関義務について調べる特別監査、通関分野の犯罪容疑について調べる捜査監査の3種類から成り、監査チームへの任務書あるいは命令書の日付から3カ月以内に終了する。監査により一時判明事項リスト (DTS) がまとめられ、これに対して被監査者はリスト受領から7稼動日以内（さらに最高7稼動日の延長可）に見解を提出することになっている。監査の最終結果は監査結果レポート (LHA) にまとめられ、これに基づき関税等の不足・罰金の徴収等が行われる。

④ 2007年11月12日付財務大臣規定2007年第138号（No. 138/PMK. 4/2007）

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行サービス業者、運送業者に、通関に関わる帳簿の実施を義務付けた。帳簿はアルファベット文字、アラビア数字、ルピア通貨、インドネシア語を使用すること。外貨・外国語の使用には財務大臣の許可が必要。また、財務報告、帳簿、記録、資料、および書類は、インドネシア国内の事業地で10年間は保管することが義務付けられる。電子データ形で保存する場合は、責任者による認証記録が必要である。

⑤ 2008年10月27日付財務大臣規定2008年第155号（No. 155/PMK. 04/2008、2015年12月16日付財務大臣規定2015年第226号（No. 226/PMK. 04/2015）、2017年11月10日付財務大臣規定2017年第159号（No. 159/PMK. 04/2017）、2018年8月31日付財務大臣規定2018年第104号（No. 104/PMK. 04/2018）、2019年12月27日付財務大臣規定2019年第201号（201/PMK. 04/2019）で補足）

輸出入通関申告書について。通関申告書と作成者は以下のとおり。

- ・輸入品、輸出品の運送、関税地域から関税地域外を通り、再び関税地域内（別の場所）に運ばれる品目の輸送にかかわる通関申告書：運送者が作成・提出
- ・物品の輸入の為の通関申告書：輸入者が作成・提出
- ・物品の輸出の為の通関申告書：輸出者が作成・提出
- ・関税地域内の場所から関税総局の監視下にある場所に物品を搬入する為の通関申告書：搬入者が作成・提出
- ・関税地域出自の特定品を関税地域内の別の場所へ運ぶ為の通関申告書：特定品の運送者が作成・提出

これらは税関から登録番号と登録日を付与されて効力を有する。通関申告書の作成はインドネシア語、ラテン文字、アラビア数字を使用しなければならないが、特定の場合には英語の使用も認められる。

なお、石油ガス、鉱業製品、肥料、コメ、家畜・家畜製品、スズなどの輸出に対しては数量の申告が義務付けられており、外貨紙幣の持ち出しにもその合計額の申告も義務付けられている。

また、2023年10月26日付財務大臣決定2023年第33号（No. 33/KM. 4/2023）にて、輸出申告で使用する物品単位の種類が定められている。対象は19商品、8桁のHSコードベースで計871品目。品目により、MTQ（立方メートルキログラム）、CMQ（立方センチメートル）、TNE（重量トン）、WE（ウェットトン）、KGM（キログラム）、LTR（リットル）、BLL（バレル）、K6（キロリットル）、BZ（MMBTU）、SET（セット）、HDS（ヘッド）、PCS（ピース）、NIU（ユニット）といった単位が指定されている。詳細は財務省ウェブサイト（<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

⑥ 2019年12月31日付財務大臣規定2019年第219号（No. 219/PMK. 04/2019）

輸出業者には関税総局へ登録し、通関システムへのアクセス承認を得ることが定められている。通関アクセスとして有効な事業基本番号（NIB）を、政府の事業許認可統合ポータルサイト、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて取得した者は、通関登録が済み、その条件を満たしたものと見なされる。（外国企業の会社設立手続き・必要書類－「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照）

⑦ 2019年7月9日付財務大臣規定2019年第99号（No. 99/PMK. 04/2019）

関税分野の行政罰金の計算方法について。

⑧ 2017年4月11日付財務大臣規定2017年第51号（No. 51/PMK. 04/2017、2022年9月12日付財務大臣規定2022年第136号（No. 136/PMK. 04/2022）で変更）

輸出関税の課税に不服がある場合、輸出業者は財務省関税総局長宛て、異議申し立てを行うことができる。申し立ては、税率／関税価額決定書（SPTNP）や通関決定書（SPP）ごとに1回申請可能で、納付すべき金額相当の保証の提出が義務付けられている。

⑨ 2022年11月18日付財務大臣規定2022年第168号（No. 168/PMK. 04/2022）

輸出関税や関連する罰金や利息の納付に代表される輸出業者の義務不履行が生じた場合などに備え、輸出業者に保証金の提出が求められることがある。保証金は現金、銀行・保険会社・インドネシア輸出金融機関・保証機関による保証、コーポレート・ギャランティー、有形資産などの形態で、少なくとも納付すべき金額相当、納付留保期限までなどの特定の期間にて設定される。すべての義務が履行されれば保証は返金・返却されるが、義務が履行されなかった場合、税関は保証をクレーム・実行する。

2. 輸出一般規定

(1) 2021年4月1日付商業大臣規定2021年第19号（2022年1月30日付商業大臣規定2022年第2号で変更）

- ・ 輸出業者はNIBを有していることが義務付けられる（事業活動のためではない輸出はこの限りではない）。

（「外国企業の会社設立手続き・必要書類」詳細を参照）

- ・ 法令規定によって輸出が禁止されているものを除き、政府がその輸出を管理する特定の品目の輸出については、以下の事業許認可の取得が義務付けられる：

- 登録輸出業者としての指定（ET）
- 輸出承認（PE）

これらは輸出通関前までに取得しておく。通関の統合ポータルサイトのインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ・システム（SINSW、<https://insw.go.id/>）を通じて申請し、商業省のポータルサイトINATRADE(<http://inatrade.kemendag.go.id>)

を通じて発行される。

※特定の商品の一定期間の国内需要に関して消費と生産の情報をまとめた情報データである商品収支が整備され、輸出承認などの輸出の事業許認可は国家商品収支システム（SNANK）を通じて申請し、商品収支の期間に従った有効期間で輸出の事業許認可を取得する。（2022年2月21日付大統領令2022年第32号）

- ・ 特定の品目には別途、必要な書類が規定されることがある。（例）燕巢の衛生証明、林業製品のV-Legal
- ・ 安全、衛生、環境を脅かす可能性のある物品や再生不可の品目などの輸出には船積み前検査が義務付けられ、検査結果をまとめたサーベイヤーレポート（LS）を通関時に提出することが求められる。

（貿易管理制度 「輸出品目規制」 詳細を参照）

- ・ 特定品目の輸出には、搬出地が定められることがある。
- ・ 事業許認可やLSを保有する輸出業者には、SINSWを通じて、以下の輸入実績報告が義務づけられている：
 - a. 輸出が管理されている物品の輸出実績：毎月、翌月15日までに提出
 - b. 調査研究用・精錬加工技術開発用の鉱業製品サンプルの輸出実績：輸出実施後から遅くとも5営業日以内に提出
 - c. 研究開発用・再輸出用・工業製品輸出用の鉱業製品：毎月、翌月15日までに提出
 - d. V-Legalを有する輸出業者の輸出実績：年1回、翌年1月31日までに提出
 - e. 輸出管理規則の例外証明を取得した輸出の実績：例外証明が輸出1回にしか有効でない場合は例外証明の有効期間が経過した翌月の15日までに、例外証明が複数の輸出に有効の場合は毎月、翌月15日までに提出
- ・ 事業活動のためではない輸出の場合は、輸入管理の規則も適用されない。ただし、輸出管理規則から例外となる輸出と共に、INTRADEが発行する例外証明を、SINSWを通じて申請して取得する必要がある。

(2) 2022年11月2日付財務大臣規定2022年第155号（No. 155/PMK. 04/2022）

- ① 輸出申告：輸出通関申告書をインボイス、パッキングリストなどの添付書類とともに、輸出予定日の7日前から税関地区への搬入前までに、船積み地の税関にオンラインを通じて提出。輸出関税が課される品目の輸出の場合は、輸出関税を納付した上で提出する。一時輸入品の輸出、後に再輸入される物品の輸出、輸出関税が上限を超えて課税される物品の輸出にも、輸出申告書による輸出申告が必要。
- ② 書類検査：輸出申告を受けて書類検査が行われる。申告内容や添付書類、輸出関税の計算等がチェックされる。
- ③ 現物検査：再輸入予定の輸出品、再輸出品、KITE（輸出目的の輸入品に対する関税等の便宜措置）などの便宜を得ている輸出品、輸出関税が課される輸出品、財務大

臣によって定められた特定の輸出品、その他疑わしい輸出品には、現物検査も課される。ただし、便宜を得ている輸出品と財務大臣が定める特定の輸出品に値する現物検査は、セレクトティブに実施。

- ④ 船積み：上記検査を経て税関から承認が出た後、輸出品を税関地区に搬入、船積みとなる。輸出申告されたもの、あるいは船積みされたものは輸出されたものと見なされる。輸出申告が提出され、申告書の登録番号を受けた後に輸出が取り消しになった場合、申告書に記載した運送手段の出発から3稼働日以内、運送手段が出発をキャンセルしアウトワードマニフェストがまだ発行されていない場合は輸出予定日から3稼働日以内、運送手段が出発をキャンセルしアウトワードマニフェストが発行されている場合はアウトワードマニフェストのキャンセル日から3稼働日以内に、船積み地の税関へ届出ることが義務付けられている。また、登録された輸出申告の内容に誤りがあった場合は、税関の承認を受けた上で原則、輸出申告書の登録番号を取得した日から30日以内に修正する（例外については、財務省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Keuangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://www.jdih.kemenkeu.go.id/#/>）参照）。ただし、輸出業者の名称、身分、税関、輸出品の種類、および/あるいは便宜の種類に関する誤りの場合は、修正が認められず、輸出をキャンセルするしかない。

3. オンラインによる通関手続き

輸出にかかる通関手続きは、SINSWを通じて実施される。2014年7月17日付財務大臣規定第76号にて、貨物の通関手続き、輸出の実績、監査などを、INSWを用いて一元的に行うことを定めた。

4. 商業法

インドネシア独立前に施行された1934年の商業法典や1938年第86号法律に代えて、商業法が2014年3月11日付2014年第7号法律で制定された（2023年3月31日付法律2023年第6号にて改正）。この中で国際貿易や国境貿易、標準化、電子取引、商業保護・保全、輸出振興、国際貿易協力、商業情報システム、国家商業委員会などについて定められている。全XIX章122条。

輸出については、

- ・商品の輸出は原則、輸出業者として登録し認められた者によって行われること
- ・輸出業者は輸出品に責任をもつこと
- ・輸出活動に対して商業大臣が輸出業者に承認、登録、決定、認定といった形での許可の取得を義務付けることがあること
- ・国内需要に対する供給保証、国内製造業が必要とする原材料の供給保証、天然資源の保護、原料や天然資源の経済価値向上、国際市場における輸出商品の価格急騰に対する準備、

特定商品の国内価格安定化といった目的から、政府が特定品の輸出を規制することがあることなどが規定されている。

5. 輸出 FOB/CFR 価額の保険料とフレート

2014年1月22日付商業大臣規定2014年第1号（No. 01/M-DAG/PER/1/2014）にて、Term of Delivery Free on Board (FOB) , Cost & Freight (CFR) を使用する輸出業者の標準価格として、商業大臣が毎月、保険料およびフレートを決定することになった。これら価額は、FOB や CFR 使用の輸出申告書における保険料およびフレートの計算基礎となる。

同様の規定が、2014年2月19日付財務大臣規定2014年第41号（No. 41/OMK. 04/2014）にもある。ここでは、輸出申告書（PEB）に記入する輸出取引価額は輸出業者と海外の購入者との間で合意に達した輸出取引価額が正しいとして、それが FOB 価額ならば PEB に記入する輸出取引価額は FOB 価額、CFR 価額ならば CFR 価額、Term of Delivery Cost, Insurance & Freight (CIF) 価額ならば CIF 価額をとするとした。その上で、これらのうち FOB 価額と CFR 価額を PEB に記入する場合は保険料とフレートの金額は商業大臣が定めた金額を記入し、CIF 価額の場合は保険料とフレートの金額は輸出業者と海外の購入者との間で合意に達した輸出取引価額に基づくとした。

なお、商業大臣規定2014年第1号（No. 01/M-DAG/PER/1/2014）の変更である2014年3月22日付商業大臣規定2014年第13号（No. 13/M-DAG/PER/3/2014）は、これら保険料およびフレートは、輸出関税が課税される輸出品の輸出標準価格の計算基礎にはならないと補足した。

6. 倉庫の登録義務

2019年5月6日付政令2019年第33号にて、倉庫を所有する者には、2019年11月6日より、当該地域の行政機関に倉庫を登録することが義務づけられた。輸出入の品目によっては輸入／輸出承認の取得や指定業者としての登録などに倉庫の占有証明が求められることがあり、この時の倉庫は法令に従って登録されていることが求められることが多い。倉庫を所有しておらず賃借しているような場合でも、借りた倉庫が登録されているものであるかどうか、確認する必要がある。（外国企業の会社設立手続き・必要書類 「その他」詳細を参照）

以上